

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
1	4-1	財政局	管財課	姫路市公有財産規則第39条の改正の必要性について 現行の地方自治法では、現行の規則第39条第1項の「同条第2項に定める分類」に該当する条項が「同条第3項」に規定されていることになるため、自治法の改正に合わせて、規則第39条第1項の「同条第2項に定める分類」を「同条第3項に定める分類」とする改正規則を制定するべきである。	措置済	令和6年3月28日改正済み 改正の概要 (1) 第11条、第12条、第17条、第22条、第26条、第29条、第31条及び第35条中「市長の」を「決裁規程の定めるところにより」に改める。 (2) 第30条を次のように改める。 （用途廃止財産の引継ぎ） 第30条 課長等は、前条の規定による決裁が完了したときは、直ちにその旨を管財課長に通知し、同条第3号に規定する期日後、速やかに用途廃止財産引継書とともに当該普通財産を管財課長に引き継がなければならない。ただし、第5条第2項ただし書の規定により市長が管財課以外の所属を定めた場合を除く。 (3) 第39条第1項中「同条第2項に定める分類」を「同条第3項に定める分類」に改める。 (4) 決裁を受ける主体の記載がなかった規定について、公有財産取得前の行為については「課及びこれに準ずるものの長」を、公有財産取得後の行為については「課長等（公有財産の所属する課及びこれに準ずるものの長：第6条第2項で定義）」をそれぞれ追加する。（第11条、第12条、第17条、第26条、第35条関係）文部科学省用字用語例に従い「寄付」を「寄附」に改める。（第10条、第11条、第12条関係）	R7.3.7
2	4-2	財政局	管財課	財産口座「東洋大姫路高校」について 東洋大学附属姫路高等学校を姫路市に誘致するにあたって同校に売却した土地を除いた残りの土地について、現状の財産口座の用途が台帳上の口座用途と一致していないので、台帳上の口座用途を現状に即した適切なものに修正する必要がある。	措置済	・口座名称を「東洋大姫路高校（残地）」へ修正済 ・口座用途を「遊休地」へ修正済。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
3	4-3	財政局	管財課	大塩第一土地区画整理地区内代替地について 当該土地を公共事業用地の提供者にその土地の代わりに提供する予定はなく、現在は代替地ではなくなっているため、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。また、地元の公共用地として使用されている可能性が見受けられたため、利用の実態を調査する必要がある。	措置予定	・口座名称を「旧大塩第一土地区画整理地区内代替地」へ修正済 ・口座用途を「遊休地」へ修正済 ・利用実態調査したが、使用の実態は認められなかった。処分に向けて地元と協議予定。	R5.5.11
4	4-4	財政局	管財課	代替用地（香寺町中仁野）について 現在は代替地ではなくなっているため、当該土地の他の利活用方法を検討するとともに、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。なお、この土地に隣接する土地も、登記簿によると所有者は姫路市となっているが、公有財産台帳には登録されていないので、調査を行い、公有財産台帳に登録する必要がある。	措置予定	・口座名称を「旧代替地」へ修正済 ・口座用途を「遊休地」へ修正済 ・隣接地については調査を行い、公有財産台帳に登録する。	R5.5.11
5	4-5	財政局	管財課	口座用途が「代替地」であるその他の土地について その他の代替地ではなくなっている土地については、代替地として使用の予定がないのであれば、姫路市は、これらの土地の他の利活用方法を検討する必要がある。また、現在は代替地ではなくなっていることから、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。	措置済	・口座名称を「旧代替地」へ修正済。 ・口座用途を「遊休地」へ修正済。	R5.5.11
6	4-6	財政局	管財課	香寺町田野処分予定地について 公有財産台帳によると、当該土地に隣接する土地を、同日に同じ相手方から売買により取得したという記録がある。しかし、隣接している土地については公有財産台帳に登録されていないので、公有財産台帳に登録する手続を進める必要がある。	措置予定	・868-3は、全筆買収の残地のため処分或いは所属替の検討を行う。 ・868-4は、市道底地のため、道路部局への所属替協議予定。	R5.5.11
7	4-7	財政局	管財課	形的柳池集会所について 当該土地は、公有財産台帳上の用途区分は集会所となっているが、集会所は建設されていない。管財課で調査を行ったものの、実態は不明であるため、管財課は実態について調査を継続し、姫路市と地元との間での利用に関する取り決めの有無等を明確にする必要がある。	措置予定	使用状況について調査を継続し、必要に応じて貸付契約の締結を検討する。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
8	4-8	財政局	管財課	青山市有地について 当該土地は市道の底地となっているので、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「道路」に変更する必要がある。	措置予定	道路部局と引継に向けて協議予定。	R5.5.11
9	4-9	財政局	管財課	伊伝居雑地について 当該土地の現況について管財課において調査が実施されたものの、当該土地の実態は明確にはならなかったため、管財課において、当該土地について継続して調査を進める必要がある。	措置予定	引き続き調査を進め、実態の解明に努める。	R5.5.11
10	4-10	財政局	管財課	飾磨地区雑地（須賀）について 当該土地の現況について管財課において調査が実施されたものの、当該土地の実態は明確にはならなかったため、管財課において、当該土地について継続して調査を進める必要がある。	措置予定	引き続き調査を進め、実態の解明に努める。	R5.5.11
11	4-11	財政局	管財課	大塩町雑地（大山）について 当該土地の現況は市道の底地として利用されているので、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「道路」に変更する必要がある。	措置予定	道路部局と引継に向けて協議予定。	R5.5.11
12	4-12	財政局	管財課	元高岡小学校跡（通路）について 当該土地の現況は、現在、「道」としての機能を有する土地であることが判明したもので、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「法定外公共物道路」に変更する必要がある。	措置予定	道路部局への所属替及び台帳登録について協議済。 所属替後、台帳修正予定。	R5.5.11
13	4-13	財政局	管財課	口座用途が「その他の普通財産」である土地のうち実態が明確でない山林等について 旧夢前町から合併時に承継した山林等の実態について管財課において調査を実施したものの、詳細については明確には判明しなかったため、管財課は、これらの土地の実態について継続して調査することが必要である。	措置予定	引き続き調査を進め、実態の解明に努める。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
14	4-14	財政局	管財課	香寺町管理分割物件 3（香寺町矢田部820）について 当該土地は普通財産であるが、野球場、公民館及び市道の敷地となっているため、行政財産として分類することが必要である。また、敷地となっている施設等に対応して、当該土地について管理上の分割を行う必要がある。そのうえで、姫路市公有財産規則第 5 条第 1 項の規定に基づいて、所属する課・室を定めるとともに、所属替等の適切な事務手続を進める必要がある。	措置予定	各施設所管課への所属替について協議予定。	R5.5.11
15	4-15	財政局	管財課	安志北の台污水处理場について 旧安富町から承継した旧污水处理場があった土地であり、污水处理施設の遺構が残存している。管財課により調査が行われたが、当該土地の実態についての詳細は明確に判明しなかった。管財課は、污水处理施設の遺構に対する調査を継続して行う必要がある。また、財産口座名称について、污水处理場が現在は稼働していないことが明示されるものに変更することが望ましい。	措置予定	・口座名称を「旧安志北の台污水处理場」へ修正済。 ・污水处理施設の遺構調査を継続して行う。	R5.5.11
16	4-16	財政局	管財課	溝口ホームタウン（開発行為寄付用地）について 現在は溝口ホームタウン 2 号公園として利用され、ごみの集積場その他の建物が存在している。当該土地及び当該土地にある建物については、管財課のほか、関係する課室が協力し、現況を把握して整理する必要がある。また、主たる用途が公園と考えられるので、普通財産から行政財産・公共用へ財産分類の変更を行い、公園緑地課の所属とすることが望ましい。さらに、公有財産台帳上の財産口座名称、口座用途等、必要な項目を修正することが望ましい。	措置予定	各施設所管課への所属替について協議予定。	R5.5.11
17	4-17	財政局	管財課	生野林業（開発行為寄付用地）について 現在は中寺青谷公園として利用されている。管財課において現況を再度調査し、把握する必要がある。また、市立公園として利用されているため、普通財産から行政財産・公共用へ分類の変更を行い、公園緑地課の所属とすることが望ましい。さらに、公有財産台帳上の財産口座名称、口座用途等、必要な項目を修正することが望ましい。	措置予定	現況調査実施済、公園部局への所属替について協議予定。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	財産に関する財務事務等の執行について
-------	--------------------

No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
18	4-18	財政局	管財課	開発行為・公益用地（菅生新在家自治会）について（その1） 現地付近の状況を視察したところ、作物の栽培が行なわれている可能性がある。管財課が実態について調査したものの詳細は明確に判明しなかった。管財課は、当該土地の実態についての調査を継続して行う必要がある。	措置予定	引き続き調査を進め、実態の解明に努める。	R5.5.11
19	4-19	財政局	管財課	藤ヶ台（開発行為寄付用地）について 現地には藤ヶ台公民館が建設されているが、市と地元自治会との貸借契約書や使用に関する協定については存在していないことが判明した。管財課は、当該土地の使用に関する取り決めについて、地元自治会と協議を実施する必要がある。	措置予定	使用状況について調査を継続し、必要に応じて貸付契約の締結を検討する。	R5.5.11
20	4-20	財政局	管財課	開発行為（夢前町芦田地内）について 現地視察を行ったところ、現地は駐車場として利用されている可能性がある。管財課が行った土地の実態についての調査でも当該土地の実態についての詳細は明確に判明しなかったため、当該土地の実態についての調査を継続して行う必要がある。また、現在、当該土地の公有財産台帳上の財産口座には、他の地域に所在する土地も含まれているので、財産口座を新たに設けることが望ましい。	措置予定	引き続き調査を行い、実態の解明に努め、適切な対応を行う。	R5.5.11
21	4-21	財政局	管財課	口座用途区分が「山林」とされているその他の土地について 管財課に所属する普通財産の土地で、口座用途区分が「山林」とされているもののうち、土地の実態の詳細が不明であるものがある。管財課は、これらの土地について、引き続き調査を実施し、実態の詳細を明確にする必要がある。	措置予定	引き続き調査を進め、実態の解明に努める。	R5.5.11
22	4-22	財政局	管財課	口座用途が「調査土地」である土地について 管財課の所管する「調査土地」については、すべてについて所在の確認が行われている。したがって、財産分類を「その他財産」から「行政財産」または「普通財産」に変更するとともに、口座用途を「調査土地」から適切なものに変更する必要がある。	措置予定	適切な財産分類、口座用途への変更を検討。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
23	5-1	財政局	契約課	廃車置場の立木について 廃車置場の現地において、公有財産台帳（工作物）に登録されている立木の所在を確認したところ、現在は存在していないことが判明した。実態に応じて、公有財産台帳（工作物）に処分、撤去等の記録をする必要がある。	措置済	当該立木については、令和5年1月13日に公有財産台帳（工作物）に抹消登録を行った。	R5.5.11
24	5-2	財政局	工事技術検査室	未利用財産について 工事技術検査室が所管する一部の土地について、未利用であるにもかかわらず、管財課に報告されずに「ここみてネット」に掲載されていなかった。公有財産を有効に活用するために、適時にかつ正確に「ここみてネット」に掲載する必要がある。	措置済	令和4年9月に管財課に報告し、令和5年1月からここみてネットの「未利用地財産等一覧」に掲載されている。	R5.5.11
25	6-1	市民局	名古屋山霊苑管理事務所	公有財産台帳の登録誤りについて 名古屋山霊苑用地は都市開発整備事業会計が所管しているため、名古屋山霊苑管理事務所の所管する公共用財産として公有財産台帳に登録する必要はない。公有財産台帳の登録内容の修正を行う必要がある。	措置済	名古屋山霊苑管理事務所の所管として登録されていた土地を公有財産台帳から削除した。	R5.5.12
26	8-1	健康福祉局	高齢者支援課	蒲田デイサービスセンターについて（公有財産台帳の財産分類区分誤り） 蒲田デイサービスセンターの建物は、平成12年2月1日に普通財産となっているので、公有財産台帳における財産分類区分を普通財産に訂正する必要がある。	措置済	令和4年11月14日付で修正済みである。	R5.5.12
27	8-2	健康福祉局	高齢者支援課	蒲田デイサービスセンターについて（土地・建物使用貸借契約の手続誤り） 高齢者支援課は、住宅課が蒲田デイサービスセンターの敷地部分の土地の用途（用途は市営住宅用地）を廃止する（すなわち普通財産にする）前に、貸付契約を結ぶべきではない。普通財産になったことを確認した後に、貸付契約を結ぶべきである。	措置予定	住宅課と協議をしつつ、住宅課の手続きを待っているとところである。	R5.5.12
28	9-1	産業局	農政総務課	寄付を受けた太陽光発電システムについて 農政総務課の所管する太陽光発電システムについて、寄付受納日に公有財産台帳（工作物）に登録すべきところ、登録されていなかった。速やかに当該工作物を公有財産台帳に登録する必要がある。	措置済	当該工作物について、令和4年9月28日に公有財産台帳への登録を行った。	R5.5.11

令和4年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	財産に関する財務事務等の執行について
-------	--------------------

No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
29	9-2	産業局	農政総務課	はやしだ交流センターアクセス道路予定地について 農政総務課の所管するはやしだ交流センターアクセス道路予定地の土地は、道路予定地であるにもかかわらず、公有財産台帳上の財産分類区分がその他財産となっている。道路予定地については、公有財産台帳上の分類区分は行政財産・公共用、口座用途区分は道路予定地とする必要がある。	措置済	当該土地について、令和4年12月14日に公有財産台帳上の分類区分を行政財産・公共用、口座用途区分を道路予定地として変更登録した。	R5.5.11
30	9-3	産業局	農林整備課	津市場東揚水施設及び津市場西揚水施設について これらの揚水施設は既に廃止されているため、実態に応じて、公有財産台帳に廃止（取壊し、撤去等）の登録を行う必要がある。	措置済	津市場東揚水施設及び津市場西揚水施設の建物、工作物について、令和5年1月12日に廃止の手続を完了した。	R5.5.11
31	9-4	産業局	産業振興課	家島港ふれあいプラザ及び坊勢漁港ふれあいプラザについて 家島港ふれあいプラザの施設の建物自体は、公有財産台帳上、行政財産・公共用として登録されている。敷地は公有財産台帳上、普通財産として登録されているが、行政財産・公共用とすべきである。	措置予定	家島港ふれあいプラザ敷地の財産分類については、同敷地の所管課である管財課が令和5年夏頃を目途に普通財産から行政財産・公共用へ財産分類を変更する予定である。 また、この財産分類の変更に伴い、土地の所管課を管財課から産業振興課へ変更する。	R5.5.11
32	9-5	産業局	労働政策課	勤労市民会館利便施設について 指定管理者制度の導入に伴い、姫路市勤労市民会館条例が改正された。これに伴い、勤労市民会館利便施設（1階（展示室））の財産分類を普通財産から行政財産（公共用）へ変更すべきであったが、公有財産台帳上は変更されていなかった。早急に公有財産台帳上の財産分類を普通財産から行政財産（公共用）へ変更すべきである。	措置済	勤労市民会館利便施設（1階（展示室））について、令和5年1月10日に財産分類を普通財産から行政財産に変更登録した。	R5.5.11

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
33	10-1	都市局（都市開発整備事業会計以外）	まちづくり指導課	開発行為帰属地について（市道認定及び道路台帳反映のための手続の促進について） 実質的には道路であるにもかかわらず、道路の専門部署でないまちづくり指導課が所管するのは不適切であり、市を挙げて、名義変更登記を完了させ、所管を道路部に引き継ぎ、その後の市道認定や道路台帳反映のための事務手続を進めるよう改善する必要がある。	措置予定	開発行為帰属地については、用地の名義変更登記が困難である等の理由により、長年放置されてきたもので、多くは開発許可事務が姫路市に移譲される前に施行された開発行為によるものであるが、開発業者の倒産等により、問題が複雑化している。 そこで、平成13年度から庁内関係課との協議・調整を重ね、平成13年度第2回開発行為調整委員会（都市局を担当する副市長が委員長）において、「必要な予算は要求し、計画的に進めていく」との方向性が示されている。 また、平成14年度第1回開発行為調整委員会においても、「各局、人員、予算面も含めて協力し、一つずつでも問題解決に向けて進める」として再度確認されている。 令和4年度には、北平野南の町地内の開発行為帰属地を市道として道路部に引き継ぐため、現地測量を行い、関係課と調整を行った。なお、同地内及び飯田二丁目地内の開発行為帰属地について、隣接地権者の同意取得等を進めているところである。また、令和5年度においては、北平野台町地内開発行為帰属地について現地測量等を行い、道路部に引き継ぐための準備を進めていく予定である。 併せて、今後も道路部に引き継ぐための協議を継続し、市道認定及び道路台帳反映に向けて努めていきたい。	R5.5.12
34	10-2	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	上鈴住宅（木造）跡地について（公有財産台帳の財産分類区分誤りについて） 自治会倉庫の敷地部分については、普通財産の貸付地となっていることから、公有財産台帳における財産分類区分を普通財産に訂正する必要がある。（なお、自治会倉庫の敷地以外の部分についても、市営住宅を建設する予定がないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることを検討する必要がある。）	措置予定	自治会倉庫の敷地部分については、財産分類区分を普通財産へ移行する予定。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
35	10-3	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	朽原団地入口について（教育委員会への所管換の必要性について） 安富北小学校の児童用の農園に使用されている区画については、現在では、朽原住宅の住宅内公園ではなくなっているため、教育委員会に所管換する必要がある。（また、学校施設の一部として運営されているならば、教育財産とする必要がある。）	措置済	学校施設課と管理区分の協議を行い、R7.4.1付で管理区分の変更及び所属替を行った。	R7.9.8
36	10-4	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	瑞岡住宅について（行政財産使用許可書における使用料の記載内容について） 瑞岡住宅の土地の一部は民間の駐車場として利用されている。駐車場としての利用は、行政財産の目的外使用許可によっている。交付した行政財産使用許可書に記載にされた使用料は、金額だけ記載されており、それが月額なのか年額なのか、あるいは、全期間（使用期間は3年間）なのか判別できない記載方法となっていた。使用料の記載については、月額であることを明示する方法に改めるべきである。	措置済	当該土地の賃貸借契約については賃借人よりの申し出により、令和4年度末で契約解除となった。今後、同様の賃貸借契約を締結する場合は、賃借料について月額である旨を明示するよう心掛ける。	R5.5.12
37	10-5	都市局（都市開発整備事業会計以外）	住宅課	蒲田デイサービスセンターの敷地について（行政財産の用途廃止について） 蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物は、高齢者支援課が市の社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている。現況は、行政財産の敷地の上に、普通財産の建物が建っている状態であり、普通財産だけでなく行政財産も貸し付けられていることになる。敷地及び建物の貸付を継続するのであれば、姫路市広畑区蒲田11の土地のうち蒲田デイサービスセンターの敷地の用に供する部分については、行政財産の用途を廃止し普通財産にする必要がある。	措置済	高齢者政策課と管理区分の協議を行い、R7.8.26付で管理区分の変更及び所属替を行った。	R7.9.8
38	10-6	都市局（都市開発整備事業会計以外）	姫路駅周辺整備課	内々環状東線について（公有財産台帳の所属名称変更の遅延について） 公有財産台帳では、内々環状東線の土地（歩道拡幅工事部分）は、所管が姫路駅周辺整備課、口座用途区分が道路予定地のままとなっている。既に所属替え済みであるため、公有財産台帳における所属名称を道路部に、また、口座用途区分を道路に変更する必要がある。	措置済	公有財産台帳の所属名称を道路総務課、口座用途区分を道路に変更しました。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
39	10-7	都市局（都市開発整備事業会計以外）	鉄道駅周辺整備課	白浜の宮駅南エレベーター棟について（公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について） 公有財産台帳では、白浜の宮駅南エレベーター棟は、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課のままとなっている。既に所属替が行われているため、公有財産台帳における所属名称を道路総務課に変更する必要がある。	措置済	公有財産台帳の所属名称を道路総務課に変更した。	R5.5.12
40	10-8	都市局（都市開発整備事業会計以外）	鉄道駅周辺整備課	市道白浜313号線（山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺事業）について（公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について） 公有財産台帳では、市道白浜313号線の土地は、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課、口座用途区分が道路予定地のままとなっている。既に所属替が行われているため、公有財産台帳における所属名称を道路総務課に、また、口座用途区分を道路に、それぞれ変更する必要がある。	措置済	公有財産台帳の所属名称を道路総務課に変更し、口座用途区分を道路に変更した。	R5.5.12
41	10-9	都市局（都市開発整備事業会計以外）	鉄道駅周辺整備課	市之郷新駅関連事業用地について（公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について） 公有財産台帳では、市之郷新駅関連事業用地の土地（普通財産、事業予定地）は、財産分類区分が普通財産、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課、口座用途区分が事業予定地のままとなっている。既に所属替が行われているため、所属名称を道路総務課に、財産分類区分を行政財産・公共用（システム上は、「その他の財産」）に、口座用途区分を道路に、それぞれ変更する必要がある。	措置済	所属名称を道路総務課に変更した。財産分類区分を行政財産・公共用（その他の財産）に変更し、口座用途区分を道路に変更した。	R5.5.12
42	10-10	都市局（都市開発整備事業会計以外）	鉄道駅周辺整備課	事務所及びレストハウスについて（公有財産台帳の所属名称の誤りにについて） 「事務所及びレストハウス」の建物は、手柄山中央公園整備室が所管しているが、公有財産台帳では、誤って、所属名称が鉄道駅周辺整備課と記載されていた。公有財産台帳における所属名称を手柄山中央公園整備室に訂正する必要がある。	措置済	公有財産台帳の所属名称を手柄山中央公園整備室に訂正した。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
43	11-1	都市局（都市開発整備事業会計）	都市計画課	墓地の貸付に係わる会計処理について	不措置（措置困難等）	本来の会計処理を行った場合の損益計算書と貸借対照表を作成したが、令和5年度で会計が閉鎖されたので、最終年度のみ違った会計処理を行うと過去からの比較が容易ではないため、従来通りの会計処理で対応することとした。 一般会計へは引き継ぎ書により正確に引き継ぎ、引き継ぎにあたって必要な現金は貸借対照表、残高明細書、引き継ぎ書の数値とも一致しており、従来通りの会計処理でも問題が生じないことを確認している。	R6.9.9
				墓地の永代貸付時の会計処理に売却処理を行っているので、墓地の貸付時には永代使用料を収益計上する方法に改める必要がある。また、過年度の売上原価に振り替えた完成土地を振り戻す必要がある。			
44	11-2	都市局（都市開発整備事業会計）	都市計画課	都市開発事業及び都市整備事業会計規則について	不措置（措置困難等）	本来の会計処理を行った場合の損益計算書と貸借対照表を作成したが、令和5年度で会計が閉鎖されたので、最終年度のみ違った会計処理を行うと過去からの比較が容易ではないため、従来通りの会計処理で対応することとした。 一般会計へは引き継ぎ書により正確に引き継ぎ、引き継ぎにあたって必要な現金は貸借対照表、残高明細書、引き継ぎ書の数値とも一致しており、従来通りの会計処理でも問題が生じないことを確認している。	R6.9.9
				都市開発事業及び都市整備事業会計規則第18条第2項2号において「土地は、霊苑事業の完成した部分について、完成した部分に投資した額を完成土地勘定へ振替えるものとする。」とする誤った会計処理が記載されている。この誤った条項は早急に削除すべきである。また、墓地の永代貸付の適切な会計処理を促すために、適切な墓地の永代貸付の会計処理方法を記載した条項を新設することが望まれる。			
45	11-3	都市局（都市開発整備事業会計）	都市計画課	土地の売上原価の会計処理について	不措置（措置困難等）	本来の会計処理を行った場合の損益計算書と貸借対照表を作成したが、令和5年度で会計が閉鎖されたので、最終年度のみ違った会計処理を行うと過去からの比較が容易ではないため、従来通りの会計処理で対応することとした。 一般会計へは引き継ぎ書により正確に引き継ぎ、引き継ぎにあたって必要な現金は貸借対照表、残高明細書、引き継ぎ書の数値とも一致しており、従来通りの会計処理でも問題が生じないことを確認している。	R6.9.9
				売上原価への振替額の基礎資料である各霊苑の「主要事業の投資額累計表」を検証し、正しい過去の売上原価への振替累計額を貸付土地に戻すことが必要である。			

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
46	11-4	都市局（都市開発整備事業会計）	都市計画課	墓地の返還に係わる会計処理について 墓地の返還があった場合の会計処理は、その他雑支出として処理しているが、特別損失（過年度損益修正損）として処理すべきである。	不措置（措置困難等）	本来の会計処理を行った場合の損益計算書と貸借対照表を作成したが、令和5年度で会計が閉鎖されたので、最終年度のみ違った会計処理を行うと過去からの比較が容易ではないため、従来通りの会計処理で対応することとした。 一般会計へは引き継ぎ書により正確に引き継ぎ、引き継ぎにあたって必要な現金は貸借対照表、残高明細書、引き継ぎ書の数値とも一致しており、従来通りの会計処理でも問題が生じないことを確認している。	R6.9.9
47	11-5	都市局（都市開発整備事業会計）	都市計画課	貸借対照表に計上されていない分譲残地について 都市開発整備会計における3霊苑以外の保有土地については、簿外となっているため、貸借対照表に計上する必要がある。	不措置（措置困難等）	売却可能土地については路線価を基に貸借対照表に計上した。その他の土地については、取得経緯や価格が不明で利用できない価値のない残地のため、貸借対照表に計上せず、令和5年度で会計を閉鎖した。 一般会計へは引き継ぎ書により正確に引き継ぎ、引き継ぎにあたって必要な現金は貸借対照表、残高明細書、引き継ぎ書の数値とも一致しており、従来通りの会計処理でも問題が生じないことを確認している。	R6.9.9

令和4年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	財産に関する財務事務等の執行について
-------	--------------------

No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
48	11-6	都市局（都市開発整備事業会計）	都市計画課	固定資産台帳の土地の簿価について 固定資産台帳と貸借対照表は本来一致するのが原則であるが、大きな差異が生じている。したがって、調査を行い、土地に係わる固定資産台帳と貸借対照表の金額を一致させる必要がある。	不措置（措置困難等）	土地の価額は取得時の価額が不明なものや、寄附等で取得した土地等もあり、過去に遡ってすべての土地の取得経緯や価額を洗い出すことは困難であり、固定資産台帳の価額が正確であると断定できないことから、貸借対照表と固定資産台帳の金額を一致させることが困難である。 本来の会計処理を行った場合の損益計算書と貸借対照表を作成したが、令和5年度で会計が閉鎖されたので、最終年度のみ違った会計処理を行うと過去からの比較が容易ではないため、従来通りの会計処理で対応することとした。 一般会計へは引き継ぎ書により正確に引き継ぎ、引き継ぎにあたって必要な現金は貸借対照表、残高明細書、引き継ぎ書の数値とも一致しており、従来通りの会計処理でも問題が生じないことを確認している。	R6.9.9
49	12-1	建設局	道路総務課	公有財産台帳の不備（取得日及び異動日の誤り） 北平野一丁目234-4の土地（財産口座名称：幹第67号線）について、公有財産台帳上の取得日及び異動日は、将来の日付となっているため、本来あるべき日付となるように、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。	措置済	公有財産管理システムの現登録データの修正では異動日を修正することができないため、現登録データを削除し、正しい情報で再登録を行った。	R5.5.12
50	12-2	建設局	道路総務課	公有財産台帳の不備（現在は合筆されて登記簿上存在していない地番の土地について） 広峰二丁目806-831の土地（財産口座名称：城北10号線）は、現在は登記簿上存在していない地番の土地であるが、公有財産台帳には市有地として登録されたままの状態であるため、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。	措置済	公有財産管理システムで当該土地の公有財産データの登録を削除した。	R5.5.12
51	12-3	建設局	道路総務課	公有財産台帳の不備（現在は道路総務課が所管していない土地について） 夢前町寺1293-1（財産口座名称：菅生校区法定外道路）の土地は、既に用途廃止され、普通財産として管財課に所属替えし、現在道路総務課では所管していない土地である。しかし、公有財産台帳では現在も道路総務課が所管している土地となっているため、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。	措置予定	現在公有財産台帳システムが入力できない状態のため、入力可能な状況になり次第、適切な入力を行う。	R5.5.12

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
52	12-4	建設局	道路総務課	公有財産台帳の不備（財産口座名称及び口座用途区分の誤り（1）） 網干区興浜907-473及び907-476の土地（財産口座名称：網干西校区帰属道路（市道認定前）、口座用途：帰属道路（市道認定前））については、現況に合わせて、財産口座名称を「網干西校区法定外道路」に、また、口座用途区分を「法定外公共物道路」に訂正すべきである。	措置予定	監査結果のとおり、財産口座を「網干西校区法定外道路」に変更し、口座用途区分を「法定外公共物道路」に変更する。	R5.5.12
53	12-5	建設局	道路総務課	公有財産台帳の不備（財産口座名称及び口座用途区分の誤り（2）） 下手野四丁目593-7及び593-8の土地（財産口座名称：高岡西校区帰属道路（市道認定前）、口座用途：帰属道路（市道認定前））については、現況に合わせて、財産口座名称を「高岡西校区法定外道路」に、また、口座用途区分を「法定外公共物道路」に訂正すべきである。	措置予定	監査結果のとおり、財産口座を「高岡西校区法定外道路」に変更し、口座用途区分を「法定外公共物道路」に変更する。	R5.5.12
54	12-6	建設局	道路総務課	共有名義の通路について 香寺町田野地内の土地（用途：法定外公共物道路）は、姫路市（旧香寺町）と隣接地所有者との共有名義となっている。共有のままでであると管理に支障が生じるおそれがあるため、共有状態を解消して、管理責任の所在を明確にし、円滑な管理を可能な状態にする必要がある。	措置予定	共有状態を解消し、市道認定の条件が整うまでの当分の間、法定外道路として市が管理する方向で共有の相手方と所有権移転について、調整予定である。	R5.5.12
55	12-7	建設局	公園緑地課	廃止された公園等の工作物について 令和 4 年 3 月末時点においてすでに廃止されている市立の公園や公園に類する機能を有する場所（スポーツ広場公園）については、公有財産管理システムの入力（除却の処理）を、できるだけ速やかに実施する必要がある。	措置予定	該当物件の洗い出し（データ確認）を行っているところであり、できるだけ速やかに公有財産管理システムを整理したい。	R5.5.12
56	12-8	建設局	公園緑地課	用途が貸付地となっている土地について 船津スポーツ広場公園の土地とされている普通財産の土地は、用途が貸付地になっているが、現在は船津北公園の敷地となっており、貸付は行われていない。船津北公園の財産口座に移すことにより、口座用途が貸付地ではないようにする必要がある。	措置予定	該当土地を調査・確認しているところであり、できるだけ速やかに公有財産管理システムを整理したい。	R5.5.12

令和4年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
57	12-9	建設局	公園緑地課	浜手緑地白浜地区(1)について 公有財産台帳上、浜手緑地白浜地区(1)の財産口座に登録されている建物及び工作物の一部は、すでに滅失しているにもかかわらず、公有財産台帳に登録されたままとなっている。これらの建物や工作物についての公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力をできるだけ速やかに実施する必要がある。	措置予定	該当物件を調査・確認しているところであり、できるだけ速やかに公有財産管理システムを整理したい。	R5.5.12
58	12-10	建設局	公園緑地課	口座用途が「調査土地」である土地について 公園緑地課に所属する土地で、公有財産台帳上、財産分類が「その他財産」、口座用途が「調査土地」である土地について、調査を実施して実態を確認し、公有財産台帳の整理を行う必要がある。	措置予定	調査土地の洗い出し（データ確認）及び現況調査を行い、できるだけ速やかに公有財産台帳を整理したい。	R5.5.12
59	12-11	建設局	河川管理課	工作物の公有財産台帳への登録もれについて 「姫路市河川図」に記載されているポンプ場及び樋門（水門）のうち、公有財産台帳に登録されていないものが見受けられた。これらについて、取得の時点からの経緯を調査し、公有財産台帳を調製するために必要な事務処理を至急行う必要がある。	措置済	公有財産台帳に登録のもれていた施設については、取得の時点からの経緯を調査のうえ、公有財産台帳に登録しました。	R5.5.12
60	12-12	建設局	河川管理課	撤去（除却）されたが公有財産台帳に登録されていた工作物について 公有財産台帳（工作物）に登録されているポンプ場及び樋門のうち、「姫路市河川図」に登載されていないものが見受けられた。これらについて、公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力を、できるだけ速く実施する必要がある。	措置済	更新等により撤去された施設については、公有財産台帳から削除しました。	R5.5.12
61	12-13	建設局	河川管理課	姫路市が所有するものであるかどうかが明確でない財産について 公有財産台帳上、河川管理課に所属するものとして登録されている建物のうち、姫路市が所有するものであるかどうかが明確になっていないものがある。当該建物についての詳細を調査し、現況を把握する必要がある。	措置済	当該建物については調査を行ったところ、市の管理する施設ではないため、公有財産台帳から削除しました。	R5.5.12
62	12-14	建設局	河川管理課	口座用途が「調査土地」である土地について 河川管理課に所属する土地で、公有財産台帳上、財産分類が「その他財産」で、口座用途が「調査土地」とされているものについて、現況の把握に努める必要がある。	措置予定	該当物件については今後、調査を行い適切な財産分類、口座用途への変更を行う。	R5.5.12

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	財産に関する財務事務等の執行について
-------	--------------------

No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
63	13-1	消防局	総務課	公有財産台帳に未登録の土地とその上部の利用状況について 家島町真浦の防火水槽が設置されている土地は、姫路市の所有する土地であるが、公有財産台帳に登録されていない。姫路市は、これらの土地を公有財産台帳に登録する必要がある。また、当該土地は、地域への貸付が行われていることから、今後の利用について地域住民と協議し、万が一の火災の際に消防車が停車できない状況になることがないよう、早期に対策を講じることが望まれる。	措置済	<公有財産台帳未登録について> 令和 5 年 2 月 1 3 日付けで、公有財産異動入力を行い本登録済みです。 <当該土地に係る火災発生時等の消防活動上の対策について> (1) 当該土地に係る地域の真浦区会及び消防団（真浦分団）へ、当該土地が火災発生時に使用する防火水槽の専用地である旨を説明し、有事の際に消防車等が停車できないことのないように、今後の当該専用地の使用について説明し理解を得た。 (2) 当該土地の防火水槽の使用に係る範囲（消防機関等が活動する範囲）について、黄色い塗料で路面標示を行い、有事の際に消防車が停車するために必要な範囲の明確化を行った。 (3) 既存の水利標識（支柱）へ新たに「駐車禁止」の補助標識を追加設置し、当該土地が防火水槽専用地であり、原則駐車禁止であることの認識向上を図った。	R5.4.24
64	14-1	教育委員会事務局	学校施設課	市立学校財産の管理に関する規定の明確化について 明文化されていない事務分掌があり、責任部署が明確でないばかりでなく、事務の重複による非効率や誤解による業務の不履行・停滞が生じる恐れがある。したがって、事務分掌を明文化することが必要である。	措置済	令和 5 年 4 月 1 日に姫路市教育委員会行政組織規則を改正し、不明確であった事務分掌を明文化しました。	R5.5.10

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
65	14-2	教育委員会事務局	学校施設課	教育財産の区分管理について 教育財産と教育財産以外の財産は区分して管理する必要があるが、現在の教育委員会事務局の所管する財産については明確に区分されておらず、教育財産の定義を明確に把握して区分管理を徹底する必要がある。	措置予定	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条において、教育財産とは「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産」と規定されています。また、「学校その他の教育機関」とは同法第 3 0 条の定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館等とされています。 本市の教育財産としては、同法の規定に基づき姫路市教育委員会が所管する学校園、図書館等の土地、建物、物品等を区分管理しております。 なお、教育財産の区分管理をより徹底するため、他都市の状況を参考にしながら教育財産規則の制定等についても検討してまいります。	R5.5.10
66	14-3	教育委員会事務局	学校施設課	安全性に問題のある学校財産について 姫路高等学校の吹奏楽部の部室周辺を囲うフェンスは老朽化が著しく、胴縁や金網が欠落し倒壊するおそれがある。危険な状況にあることの注意喚起を図るとともに、早急に追加補強・補修等を行うべきである。	措置済	令和 4 年 1 2 月 2 8 日に当該フェンスの改修を完了しました。	R5.5.10
67	14-4	教育委員会事務局	学校施設課	学校財産の現物管理について 姫路高等学校では、公有財産台帳の記載事項が適正かつ現況と一致しているかどうかの観点での現物確認は行われていないため、少なくとも年に 1 回程度は実施する必要がある。	措置済	公有財産台帳の記載事項が適正かつ現況と一致しているかどうかの観点での現物確認について、年に 1 回程度実施いたします。今年度は 5 月 2 3 日に実施しました。	R5.5.24
68	14-5	教育委員会事務局	学校施設課	旧山之内小学校及び幼稚園の敷地の所管部署について 学校施設課では、旧山之内小学校及び旧山之内幼稚園の財産の一部を所管しているが、現況から見れば学校施設課が所管すべきではないものがある。このため、所管換により土地を利用している部署がその土地を所管するべきである。	措置済	旧山之内小学校及び旧山之内幼稚園の財産の一部について、土地を利用している地域医療課、公園緑地課、道路総務課に所管換えしました。	R5.5.10

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		財産に関する財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
69	14-6	教育委員会事務局	埋蔵文化財センター	財産分類及び口座用途の変更等について 「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」は、兵庫県が「学校・公園の植樹」に要する経費などの補助の対象としていることから、未利用の土地ではなく、すでに公園として利用されている土地であると考えられる。行政財産・公共用に財産分類を変更するとともに、口座用途も公園関係の適切なものに変更し、公有財産台帳に登録する必要がある。	措置済	財産分類を「行政財産・公共用」に変更し、口座用途も「その他の公園」に変更済。	R5.9.19
70	14-7	教育委員会事務局	埋蔵文化財センター	財産分類及び口座用途の変更等について 埋蔵文化財センター所管の「公園広場予定地」について、姫路ライオンズクラブに看板の設置許可を与えるとともに、姫路市と現在の姫路ライオンズクラブとの間で維持管理契約を締結する必要がある。	措置済	夢前事務所と姫路ゆめさきライオンズクラブに経緯等を確認したところ、当時の経緯のわかる書類もなく、担当者もわからないため、詳細は不明だが、県の「県民まちなみ緑化事業」を利用して夢前事務所とライオンズクラブが協力しながら事業を進め、当初は、ライオンズクラブが維持管理していたようだが、現会長によると近年は樹木の維持管理を行っていないとのことであった。ライオンズクラブと協議の結果、同クラブが看板を撤去することになり、撤去を確認した。	R5.9.19
71	15-1	上下水道局	経営管理課	公有財産台帳の整備について 令和 4 年 4 月より、上下水道局公有財産規程が適用され、下水道事業においては、公有財産台帳を調製する必要があるが、調製されていない。公有財産規程を改正しないのであれば、早急に公有財産台帳を整備する必要がある。または、固定資産台帳で公有財産台帳も兼ねるのであれば、現状の固定資産台帳に公有財産台帳の記載事項を早急に追加する必要がある。	措置済	固定資産台帳の記載事項に、公有財産区分（普通財産/行政財産）を追加し、公有財産台帳として必要な項目をすべて網羅しました。台帳の名称についても、「固定資産台帳」から「固定資産台帳兼公有財産台帳」に変更しました。	R5.5.10
72	15-2	上下水道局	経営管理課	固定資産台帳の登録誤りについて 下水道事業において、固定資産台帳の土地の登録誤りが 3 件あったが、令和 3 年度の決算書の貸借対照表及び固定資産明細表の土地の金額は正しく表示されている。固定資産台帳の登録・変更にあたっては、適切なタイミングで正しく計上する必要がある。	措置済	誤って登録されていた土地の固定資産台帳を削除し、決算書の貸借対照表及び固定資産明細表と金額を一致させました。	R5.5.10